

(様式1)

参加資格審査に関する質問書

No.	質問内容	回答
1	別紙4の「共通」「制度関連リスク」「許認可等の取得」において、「受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加」は受注者負担とされておりますが、受注者に帰責事由がない場合（行政の都合により許認可等が遅れた場合）は、発注者様にご負担いただき、必要に応じて工期の見直しについてご協議いただきますようお願いいたします。	都度協議とします。
2	別紙4の「共通」「社会リスク」「住民等の要望活動」において、「受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等」は受注者負担とされておりますが、受注者の請負業務の範ちゅうを超えていると言わざるを得ない要望活動や訴訟等によって費用が増加した場合は、工期の見直しも含め、発注者様にご負担いただきたく、都度ご協議いただきますようお願いいたします。	都度協議とします。
3	別紙4の「実施設計・施工段階」「計画・設計リスク」「設計リスク」において、「受注者が実施した設計に不備があった場合」は受注者負担とされておりますが、別紙5の「三者協議会」「4 実施設計図書」において、施工予定者（受注者）の担う役割は「協力」とされており、別紙5の欄外において、「協力」とは、「成果物の作成主体ではないが、資料作成に伴う根拠資料等を作成者へ提供する」と定義されております。したがって、実施設計の不備について受注者が負担するリスクは、受注者が設計者に提供した根拠資料等の誤りに起因して実施設計に	よろしい。

	不備が生じた場合に限定されると考えてよろしいでしょうか。	
4	別紙4の「実施設計・施工段階」「施工リスク」「工事完了の遅延」においては、帰責事由が発注者又は受注者のいずれかに所在する場合についてのみ、リスク負担者が定められておりますが、帰責事由が設計者にあり、かつ受注者に帰責事由が無い場合は、受注者の負担ではないと考えてよろしいでしょうか。	帰責事由の所在については、協議としますが、明らかに受注者に帰責事由のない場合は負担はないと考えて良いです。
5	別紙4の「実施設計・施工段階」「施工リスク」「工事費増減」においては、帰責事由が発注者又は受注者のいずれかに所在する場合についてのみ、リスク負担者が定められておりますが、帰責事由が設計者にあり、かつ受注者に帰責事由が無い場合は、受注者の負担ではないと考えてよろしいでしょうか。	4と同じ
6	別紙4の「共通」「経済リスク」「物価の変動」には、「詳細は双方協議の上決定する」とのみ記載されています。例えば、物価上昇を原因として見積金額が上昇したり、施工予定者が根拠資料等を速やかに提供したにも関わらず、設計者の都合等で設計図面の完成が遅れたため、継続的な物価上昇の影響を受ける等の事情により、想定工事費が参考金額より増額となる場合、発注者、設計者及び施工予定者の相互協力によっても参考金額内での実施設計を完了できないときは、これらの事情を加味して参考金額をご変更いただき（別紙2の基本協定書第4条第1項）、それを踏まえて同協定書第6条所定の「工事請負契約手続き等」を実施していただくと考えてよろしいでしょうか。それが認められない場合、少なくとも、施工予定者には帰責事由が無いため、請負契約の締結に至らなくとも、同協定書第10条各号のいずれにも該当せず、施工予定者は損害賠償責任を負わな	参考金額の変動については、そこに至る事情により、金額の変動も含めて協議とします。 下段についてはお見込みのとおりでよろしいです。

	いと考えてよろしいでしょうか。	
7	<p>工事費参考金額は、「目標」（別紙2の基本協定書第4条第1項）とされていますが、あくまで基本設計図書に基づいて発注者様の側で記載された参考金額であり、実施設計及び施工予定者による見積りの結果、想定工事費が参考金額を超えた場合、発注者、設計者及び施工予定者の相互協力によっても参考金額内での実施設計を完了できないときは、これらの事情を加味して参考金額をご変更いただき（別紙2の基本協定書第4条第1項）、それを踏まえて同協定書第6条所定の「工事請負契約手続き等」を実施していただけると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>認められない場合は施工予定者には帰責事由が無い場合、請負契約の締結に至らなくとも、同協定書第10条各号のいずれにも該当せず、施工予定者は損害賠償責任を負わないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>参考金額は目標であります。参考金額を超えた場合は金額の増額について協議いたしますが、そこに至らない場合は、工事内容の変更も含めて発注者、設計者、受注者で協議することとします。</p> <p>下段損害賠償についてはお見込みのとおりです。</p>
8	<p>別紙4の「共通」「不可抗力リスク」には、「詳細は双方協議の上決定する」とのみ記載されていますが、請負契約締結前に不可抗力によって目的物に損害が生じた場合、それを加味して参考金額のご変更（別紙2の基本協定書第4条第1項）や同協定書第6条所定の「工事請負契約手続き等」を実施していただけると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>認められない場合は施工予定者には帰責事由が無い場合、請負契約の締結に至らなくとも、同協定書第10条各号のいずれにも該当せず、施工予定者は損害賠償責任を負わないと考えてよろしいでしょうか。</p>	よろしい。
9	第1構成員および第2構成員から第1構成員の代表者へ委任（委任状兼使用印鑑	よろしい。

	届を別途管理組合理事長あてに提出)すれば、様式2、6、7、12の記名押印は第1構成員の代表者名による記名押印でよろしいでしょうか。	
10	工事請負契約の工事代金の支払い予定をご明示ください。	分割払いを予定しているが、時期等の詳細については協議とする。
11	公告文4ページの4.参加資格要件(2)参加者に共通する参加資格①に記載のある「本工事を契約する場合、参加申請書提出日において次の事項を満たす監理技術者を専任配属できること」とありますが、監理技術者の専任配置が必要な時期は工事着工日以降という解釈でよろしいでしょうか。	よろしい。
12	監理技術者は複数名を候補者として申請してよろしいでしょうか。	よろしい。
13	別紙1特記仕様書2ページ目の5業務の配置技術者等について技術協力業務責任者及びプロジェクト責任者は監理技術者との兼任でよろしいでしょうか。	兼任でよろしい。
14	基本設計書9ページの概算集計表について、集計に一部齟齬があると思われるので、正しい数字をご明示ください。	修正版資料を別途配布いたします。
15	様式11の「特定建設工事共同企業体協定書」は、公共工事で使用される協定書をベースにされているものとお見受けしますが、技術協力業務が事業内容に記載されておらず、3社以上によるJVを前提とした規定が残るなど、本件に適しないと思われる箇所がありますので、別紙のとおり修正案をご提示します。赤文字を追記し、取消線を付した青文字を削除するものです。本協定書の提出期限が7月30日(火)とされておりますので、この修正案の採否については、他のご質問より早めにご回答いただければ幸いです。	修正版資料を別途配布いたします。
16	ECI業務実績書に記載する物件は、ECI業務を完了しているが、工事施工中の物件としてもよろしいでしょうか。	よろしい。

17	今工事における履行保証保険の付与は不要でよろしいでしょうか。	事業協力者と協議し、決定する。
----	--------------------------------	-----------------